

安全・適正就業委員会だより

R 7 , 8
第 17 号

厚生労働省は、働く人を熱中症から守るため、熱中症のおそれがある人をいち早く見つけ、適切な対策を取るよう、今年の6月から労働安全衛生規則を改正し、事業者に対して対策を義務付けることとしています。

本来ならセンターと会員の間には雇用関係がないため、この規則はシルバー人材センターには適応されませんが、就業していただく以上、会員さんに熱中症のリスクが伴う事は同じですので、国が示している対策フロー図を参考にセンターにあった処置の対応について図式化し、会員の皆さんに周知を行います。

いつもと違うと思ったら、それは熱中症！！

「あれ？何かおかしい」と思ったとき

「あれ？この人おかしい」と思ったとき

自分で確かめる。

仲間が確かめる。

- ・手足がつる
- ・立ちくらみ
- ・めまい
- ・はき気
- ・汗が止まらない、出ない
- ・なんとなく体がだるい

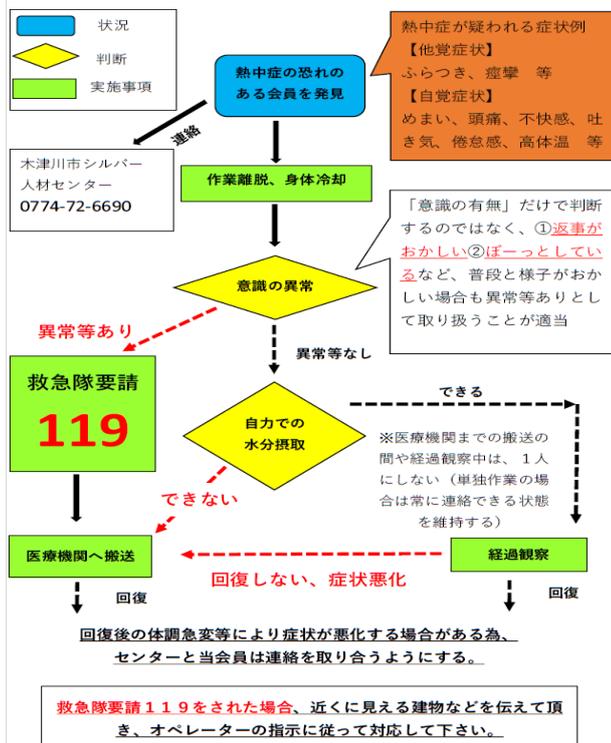
- ・ふらふらしている
- ・いらついている
- ・呼びかけても反応が悪い
- ・ぼ～っとしている
- ・いつもより作業が遅い
- ・間違いが多い

熱中症予防の装備をととのえる！

- 保冷インナーベスト
- 空調服
- 遮熱ヘルメット
- 汗を吸い取りやすく、乾きやすい下着



熱中症のおそれのある者に対する処置の方法



↑自動車使用簿に貼っています。

令和7年度安全スローガン

それあかん 安全対策 きっちりと

古川 兼一

令和7年度（7/17時点）木津川市シルバー人材センター事故内容

傷害事故が2件 物損事故1件（飛び石事故）となっております。傷害事故の1件は車止めブロックにつまづき転倒し怪我をされています。昨年度も同じ事故があり、気を付けて頂ければ幸いです。

また、飛び石事故は飛散防止ネットを使用せずに草刈機作業をして一般宅のガラスを割った事故でした。会員さんの中に、「**いちいち飛散防止ネットをするのは面倒、なくても大丈夫**」「**どうせ保険で対応してくれるから**」と思われる方はいませんか？飛び石が人に当たる可能性は十分にあります。たまたま人に当たっていないだけです。後悔しても間にあいません。

このまま賠償保険金の支払いが多額になると保険財政が破綻し就業自体ができなくなる可能性があります。安全対策の徹底をお願いします。

安全就業 申し合わせ事項の周知をしていますのでご確認下さい。

安全就業 申し合わせ事項（内部ルール）

作業名	ポイント	申し合わせ事項	対象者
除草作業	※飛び石対策をしていなかった。（事故無し）	口頭注意の上、飛散防止ネット等を取りに帰ってもらう。	○ 全 員
	※飛び石対策をしていなかった。（事故有り）	安全就業のDVDを視聴・顔末書の提出	◇ 当事者
	立て看板やコーンの設置をしていなかった。 （著しく不適切な設置場所及び設置方法も含む）	口頭注意の上、無い場合は取りに帰ってもらう。	○ 全 員
	（ヘルメット・保護用メガネ）を着用していなかった。		◇ 当事者
剪定作業	立て看板やコーンの設置をしていなかった。 （著しく不適切な設置場所及び設置方法も含む）	口頭注意の上、無い場合は取りに帰ってもらう。	○ 全 員
	ヘルメットを着用していなかった。		◇ 当事者
	※高所作業で安全帯を使用していなかった。	◇ 当事者	
	不安全な三脚・脚立の使用	口 頭 注 意	◇ 当事者
そ の 他	賠償責任事故を起こした場合	DVDを視聴・顔末書の提出	当事者（場合によってはDVD全員視聴）
	責任の所在が不明な場合	DVDを視聴・顔末書の提出	顔末書は世話人 DVD全員視聴

備 考

- ※ 現場によっては、判断が難しい場合がありますので、対策をしていなかった理由を聞いて判断せざるを得ない場合もあります。
- ・草刈機を使用する作業に従事する会員は、（剪定班含む）草刈り機取扱説明書を毎年受講すること。
- ・ヘルメット・防護用メガネを着用せず、2回以上注意をされた場合は、反省文を提出すること。（3回以上は毎回、反省文を提出）



蜂の危険な時期
8月から10月頃が蜂の活動が最も盛んになり、もっとも危険な時期となります。



ハチに刺されたときの応急処置

- | | |
|------------|-----------------|
| ①症状を確認 | ②蜂の針を抜く |
| ③清水で毒を取り除く | ④ポイズンリムーバーで毒を抜く |
| ⑤薬を塗る | ⑥冷やす |



※体調が悪くなればすぐに病院へ

患部に口をあてて毒を吸い出したり
オシッコをかける行為はNG！！

令和7年度安全スローガン
安全は 一人ひとりの心がけ チームワークも忘れずに
宮阪 賢一